

第 8 回 由仁町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 8 月 25 日 午後 6 時から

2 開催場所 由仁町役場 3 階大会議室

3 議事日程

日程第 1 議席議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の
規定による農用地利用集積等促進計画の要請に
ついて
(所有権移転 2 件、賃貸借 4 件)

日程第 4 議案第 2 号 土地の現況証明願について
(1 件)

4 出席
委員

1 番 鷺見幸生	2 番 杉本道哉	3 番 川端 敦
4 番 田中昭一	5 番 高橋 智	6 番 森長正徳
7 番 西田勝敏	8 番 佐藤弘之	9 番 河端英利
10 番 松田一博	11 番 橋口善一郎	12 番 青山 佳代子
13 番 山田正人	14 番 中道雅彦	15 番 北川正則

5 事務局
説明員

局長 泉 陵平	主査 鈴木 渉
---------	---------

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしくお願いいたします。
ご着席願います。

局長 ただいまから、令和7年第8回由仁町農業委員会総会を開
会いたします。
開会にあたりまして、佐藤会長からご挨拶をいただきま
す。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の
議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願いいたします。

議長 本日招集いたしました令和7年第8回由仁町農業委員会総
会の出席者は15名です。
委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規
定により、第8回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規
定により私から指名いたします。
12番 青山委員、13番 山田委員を指名いたしますが、
ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたしま
す。本日の総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思い
ますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第3、議案第1号『農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について』を議題といたします。
 事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第1号『農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について』
 本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社に要請するにあたり、その可否の決定を求めるものであります。
 内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第1号について、ご説明いたします。
 議案の2ページをお開き願います。
 本件は、所有権移転の売買が2件、賃貸借が4件の農用地利用集積等促進計画となっております。

 こちらについては、農業委員会から要請を受けた公益財団法人北海道農業公社が農用地利用集積等促進計画を決定し、由仁町に対し、促進計画に係る認可申請を行い、由仁町が決定公告することになっております。

 促進計画の公告日については、9月22日を予定しております。

 なお、促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定により、農地中間管理事業規程に適合していること。

 全ての農用地について耕作または養畜を行うこと。

 農作業に常時従事すること。

 対象農地の関係権利者の同意が得られていること。

 の各要件を全て満たしているものと判断しております。

 また、町で策定している地域計画の達成にも支障がないことを事前に確認しております。

主査

1 番と 2 番については、8 月 21 日に開催された農地あっせん調整会議において所有権移転が決定された売買でございます。

次の 3 ページの 3 番から 6 番については、賃貸借の案件で、公益財団法人北海道農業公社が買入した農地を事業参加者に対して賃貸借するものであります。

それでは、議案 2 ページにお戻り願います。

1 番ですが、土地の所在は古山 476 から 485-3 までの 3 筆の畑で、合計面積は、12,405 m²です。

売買価格は、[REDACTED] 円で、公社事業の即売りタイプになります。

譲渡人は千歳市の [REDACTED]、譲受人は古山自治区の [REDACTED] です。

議案資料の 1 ページをお開き願います。

農地は、古山地区の道道夕張長沼線沿いにある、あっせん申出地①から③までの白線で囲まれた農地です。

売買価格は、10a あたり [REDACTED] 円となっております。

議案の 2 ページにお戻り願います。

2 番ですが、土地の所在は東三川 1750 から 1752 までの 3 筆の田で、合計面積は、11,684 m²です。

売買価格は、[REDACTED] 円で、公社事業の即売りタイプになります。

譲渡人は東三川自治区の [REDACTED] 氏、譲受人は同じ東三川自治区の [REDACTED] です。

議案資料の 2 ページをお開き願います。

農地は、東三川地区の国道 274 号線の北側にある、あっせん申出地①から③までの白線で囲まれた農地です。

売買価格は、10a あたり [REDACTED] 円となっております。

議案の 3 ページをお開き願います。

3 番ですが、土地の所在は山柰 819 から 1093 まで、東三川 1607 の 10 筆の田と 3 筆の畑で、合計面積は 152,243 m²です。

賃貸借期間は、令和 12 年 7 月 12 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

主査 貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の山柵自治区の■■■■氏で、新規の案件です。

4 番ですが、土地の所在は山柵 864-2 と 868 の 1 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 22,005 m²です。

賃貸借期間は、令和 12 年 7 月 12 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 ■■■■円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の本三川自治区の■■■■で、新規の案件です。

5 番ですが、土地の所在は山柵 1032 の 1 筆の田で、面積は 13,399 m²です。

賃貸借期間は、令和 12 年 7 月 12 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 ■■■■円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の本三川自治区の■■■■氏で、新規の案件です。

6 番ですが、土地の所在は山柵 1072 から 1077-1 まで 5 筆の田で、合計面積は 49,568 m²です。

賃貸借期間は、令和 12 年 7 月 12 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 ■■■■円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の山柵自治区の■■■■氏で、新規の案件です。

以上で議案第 1 号の説明を終わります。

議長 議案第 1 号の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 1 号については、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第 1 号については、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することに決定いたしました。

議長 次に、日程第4、議案第2号『土地の現況証明願について』を議題といたします。
事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第2号『土地の現況証明願について』
本件は土地の現況について、現況地目記載のとおり証明願があったので、証明の可否の決定を求めるものであります。
内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第2号について、ご説明いたします。
議案の5ページをお開き願います。
本件につきましては1件で、登記地目を現況地目と同じ地目へ変更することを目的に、地目変更登記を行うための証明願であります。
申請地については、本日、会長他6名の役員で現地確認をしております。

1番ですが、現況証明の申請者は、由仁町本町の[REDACTED]
[REDACTED]です。

申請地は岩内1897-2の1筆で、公簿地目が田となっておりますが、現況は[REDACTED]が管理している道路敷地であり、公衆用道路となっております。

図面により、申請地を説明しますので、議案の6ページをお開き願います。

申請地は、岩内地区の道道東三川由仁停車場線と町道七万坪線の間にある白線で囲まれた箇所となっております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

議長 議案第2号の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等はありませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第2号については、当農業委員会として土地の現況地目に記載のとおり証明することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号については、当農業委員会として土地の現況地目に記載のとおり証明することに決定いたしました。

議長 おはかりいたします。
本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 18 時 40 分)

議事録署名委員

12 番 青山 佳代子



13 番 山田 正人

